

太宰府南小学校 PTA 規約

第1条 (名 称)

この会は、太宰府南小学校 P T A と呼び、事務局を太宰府南小学校におく。

第2条 (目 的)

この会は、父母と教師とが協力して、家庭と社会における児童の幸福な成長を、はかることを目的とする。

第3条 (方 針)

この会は、義務教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のための他団体や機関と協力する。
- 2 特定の政党・宗教にかかわらず営利を目的としない。
- 3 学校行政及び教育方針に干渉しない。

第4条 (活 動)

この会の目的を達成するため、次の活動をする。

- 1 よりよい父母、教師となるよう研修につとめる。
- 2 学校教育の進展に協力する。
- 3 家庭と学校と地域社会の緊密な連絡によって、児童の健全な育成をはかる。
- 4 児童の生活環境をよくする。

第5条 (会 員)

この会は、次の者で組織する。

- 1 本校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者。
- 2 本校の教職員。

第6条 (会員の権利と義務)

- 1 会員は、すべてこの会の活動に積極的に参加する。
- 2 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 3 会員は、会費を納入しなければならない。

第7条 (役員)

- 1 この会に、次の役員をおく。
 - ・ 会長 1名
 - ・ 副会長 3名
 - ・ 書記 4名 (保護者 2名・教頭・教職員)
 - ・ 会計 3名 (保護者 2名・教職員)
- 2 会長は、会務を統轄し、会合を主催し、会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
- 4 書記は、総会及び各種会合を通知し、記録・保管する。
- 5 会計は、予算に基づいて会計を処理し、会計監査を経て総会に決算を報告する。
また、会の財産を保管する。
- 6 役員は、会員の中から選考委員会で選出し、総会の承認を得て決定する。
- 7 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
役員は、任期満了後でも後任者の決定するまで、その職をとられない。
- 8 任期途中役員が都合により欠員した場合、役員選考委員会で選考し、
運営委員会で承認する。

第8条 (役員選考委員会)

- 1 役員選考委員会は、各地区委員長5名、各学年委員長より3名(低学年1名、
中学年1名、高学年1名)並びに、教頭および教職員1名をもってあたる。
- 2 役員選考委員会の委員長は委員の互選とし、委員長がこの会の運営にあたる。
- 3 選考委員は役員に選出されない。
- 4 任期については運営委員会で定める。
- 5 総会において選考結果を報告し、承認を得る。
- 6 運営委員会の推薦により、選考委員会に相談役を置くことができる。(ただし、
本部役員経験者に限る。)

第9条 (会計監査)

- 1 会計監査は2名とし、役員選考委員会が会員の中から推薦し総会の承認を
もとめる。
- 2 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 会計監査委員は、年2回以上この会の会計を監査する。
- 4 会計監査委員は、任期終了後でも後任者の決定するまでその職をとられない。

第10条 (会合)

会合は次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 運営委員会
- 4 学年委員会
- 5 専門委員会
- 6 地区委員会

第11条（総会）

- 1 総会は毎年1回、定期に開催する。但し会長が必要と認めるとき、または会員の1割の要請があった場合は臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は次のことを審議する。
 - (1) 役員の承認
 - (2) 規約の変更
 - (3) 会費の決定
 - (4) 決算の承認と予算の決定
 - (5) その他必要と認める事項
- 3 総会の成立は、会員の5分の1以上の出席をもって成立し、委任状は出席とみなす。
- 4 総会の議決は、出席者の多数決とする。可・不可同数のときは、議長がこれを決定する。

第12条（役員会）

- 1 役員会は会長・副会長・書記・会計および学校長をもって組織する。
- 2 役員会は、本部活動の企画・立案をする。

第13条（運営委員会）

- 1 運営委員会は、この会の役員（会計監査を除く）および、各学年委員長・各専門委員長、地区委員長並びに学校長・教職員代表をもって組織する。
- 2 運営委員会の任務は下記のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する議案の審議
 - (2) 各委員会の連絡調整
 - (3) 予算の更正に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 3 運営委員会は、年6回開催することを原則として会長が必要と認めるときに開催する。

第14条（学級委員の選出）

- 1 学級ごとに学級委員を必要人数選出する。
- 2 各学級の委員数は運営委員会において決定する。

第15条（学年委員会）

- 1 学級ごとに1名及び教職員より選出する。
- 2 各学年の中から学年委員長・副委員長を互選する。
- 3 学年委員会は次のような活動をする。
 - （1）定期的に集会を開き、話し合い学習により児童教育についての教養を高める。
 - （2）学級・学年相互の活動について連絡調整をはかり、学習指導や行事が十分効果をあげるように協力する。
 - （3）エプロン・傘の管理及び点検をする。

第16条（専門委員会）

この会に次の委員会をおく。但し運営委員会が認めた場合、さらに設ける事ができる。

- 1 保健・環境委員会
- 2 エコ・リサイクル委員会
- 3 広報委員会
- 4 南っ子まつり委員会

第17条（専門委員会の任務）

- 1 保健・環境委員会
 - （1）児童の健康促進、学校給食の成果をあげるために運営に協力する。
 - （2）学校における教育環境の改善に努める。
- 2 エコ・リサイクル委員会
 - （1）ベルマークの収集、整理をし、児童のための教育備品購入及び学校の環境向上に努める。
 - （2）リサイクル運動を推進する。
- 3 広報委員会
 - （1）学校と家庭を結ぶPTA新聞を編集、発行する。
- 4 南っ子まつり委員会
 - （1）学校・PTA・地域が相互の親睦と連携を深めることを目的に南っ子まつりを開催する。
 - （2）南っ子まつりの内容・方法について企画し、会員の協力を得て運営する。

第18条（専門委員の選出）

- 1 専門委員会の委員は、学級ごとに2名及び教職員より選出する。
- 2 互選で、委員長及び副委員長を選出する。
（専門委員長は2・4・6年より選出。副委員長は1・3・5年より選出。）

第19条（地区委員会）

- 1 地区ごとに地区委員会をおき、地区委員を2名選出し、長・副を互選する。
- 2 地区委員会は、集会活動及び行事等の実施により次のような目的達成に努める。
 - （1）児童の校外生活を補導する。
 - （2）地区内父母相互の連絡をはかり教育に対する理解を深め、よき父母としての教養を高める。
 - （3）児童育成のため、他団体と協力し、レクリエーション・その他の行事を企画・実施する。
 - （4）通学道路での安全に努める。

第20条（オールスタッフ）

- 1 委員以外の全ての会員は、役員会・学年委員会・専門委員会・地区委員会のいずれかに所属し、各委員会が企画した仕事の一役を担った活動をする。
- 2 オールスタッフによる具体的な活動については、委員会の意向を尊重する。

第21条（会 計）

- 1 この会の収入は、会費及び事業収入、その他正規の認可をうけた財源をもってあてる。
- 2 この会は、特定の個人又は団体から財源の援助の故をもって、いかなる性質の義務を負うものではない。
- 3 この会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第22条（内 規）

本規約のほかにも内規を設けることができる。内規は運営委員会で定める。

附則 この規約は昭和62年5月9日より実施する。

この規約は平成 4年4月1日より一部改正し実施する。

この規約は平成10年4月1日より一部改正し実施する。

この規約は平成14年4月1日より一部改正し実施する。

この規約は平成17年4月1日より一部改正し実施する。

この規約は平成18年4月1日より一部改正し実施する。

この規約は平成24年5月2日より一部改正にて実施し、本年限定とする。

この規約は平成30年5月2日より一部改正し実施する。

この規約は令和 元年5月1日より一部改正にて実施する。

